

★ Another Step! ★

未来をつくるまち **千葉市**

市場リサーチから、本格進出まで

私たちは、貴社の発展をサポートします！

外資系企業賃借立地事業の補助制度が、2013年10月1日から、新しくなりました！

事務所の規模 **20 m²** 以上、事業従事者 **2 人以上** から対象、

しかも、賃借料補助の期間が、**3 年** に伸びました。

さらに、リサーチが終わって、いざ、日本市場へ本格進出の場合は、
「本社賃借立地事業」の補助制度で、最高の支援を貴社に提供します。

★外資系企業賃借立地事業

補助限度額及び補助期間：

1. 賃借料の1/2（3年 300万円上限）
2. 法人市民税法人税割額の1/2（3年）
3. 雇用奨励補助 30万円/1人 1,500万円（上限50人）×1年

対象地区：

工専・工業・準工業地域 / 商業地域・近隣商業地域（事務所のみ） / 千葉都心地区 /
幕張新都心地区 / 蘇我特定地区 / 千葉土気緑の森工業団地 / ちばリサーチパーク

対象施設（店舗部分を除く）：

工場 / 植物工場 / 研究開発施設 / 事務所 / 流通加工施設 / 環境関連施設（蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンのみ）



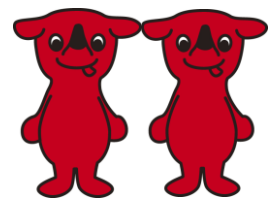
CHI-BA+KUN

★本社賃借立地事業

補助限度額及び補助期間：

1. 賃借料の1/2（1年 500万円上限）
2. 法人市民税法人税割額の**100%**（3年）（2014年度までに事業計画認定を受けた企業）
3. 雇用奨励補助 30万円/1人 1,500万円（上限50人）×1年

対象地区及び対象施設（店舗部分を除く）：同上



CHI-BA+KUN

日本のゲートウェイシティ **千葉市** から、貴社の新しい一歩が始まります！！

詳しくは、こちらにお問い合わせください。

千葉市経済農政局経済部産業支援課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

TEL : 043-245-5292 E-mail : sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp